

掲示板利用に関する申し合せ事項

2014. 01. 15

1. (掲示物)

以下のものを掲示可能とする。

- ① 自治会活動に関する掲示物。
- ② 自治会員へのお知らせ。
- ③ 市から掲示依頼されたもの。
- ④ その他、会長あるいは広報が認めた掲示物。

2. (掲示板管理者)

- ① 掲示板の管理者は広報担当とする。
- ② 掲示板の照明が切れたとき広報担当で取り替える。

3. (掲示期間)

- ① 掲示期間は最長3ヶ月とする。

4. (利用方法)

- ① 掲示物を貼る人は掲示物に掲示者と掲示期間を記入し、掲示する。
- ② 掲示期間満了後、掲示者は責任を持って掲示物を取り外す。

5. (その他)

- ① 掲示板の鍵は掛けないで運用する。
- ② 鍵は会長および会館管理で保管する。